

9月市議会開会中

日本共産党市議団から板橋ひろみ議員、ふじしまともこ議員の2名が一般質問を行います。

板橋ひろみ議員

9月11日(金)午前10時

- だれもが安心して必要な医療が受けられるために
- だれもが安心して利用できる公共交通について
- 安心して働き続けられる会計年度任用職員制度について
- 子どもが大切にされる教育環境の体制整備を
- 川口駅周辺再整備にかかわって

ふじしまともこ議員

9月14日(月)午後3時

- 自治体としての災害対応策について
- 平和首長会議が求める核兵器廃絶のとりくみを
- 障害者福祉について
- 生活保護について
- 高等教育に給付型奨学金をつくること
- ヘイト防止に「反うわさ戦略」を
- 道路標識の修繕について

議会は傍聴できますので是非傍聴にお出かけください

9月の
無料法律
相談

◎日時／9月8日(火)18時～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

事前に電話予約の上、お越しください。

なお、申し込みの際は氏名、電話番号をお伝えください。

当日は筆記用具などで持参ください。

主催：日本共産党川口市議会議員団

2026年9月6日

No.1851

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>



新川口

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

9月市議会に先立つ議会運営委員会に日本共産党市議団が提案した意見書は、「防災庁発足にあたって災害対応の強化を求める意見書【案】」「ケアが大切にされる社会の実現に向け、介護保険制度の見直しと国の財政負担割合を引き上げるよう求める意見書(案)」の2本です。議会での提出に向けがんばります。今号では「防災庁発足にあたって災害対応の強化を求める意見書(案)」の全文を紹介します。

防災庁発足にあたって災害対応の強化を求める意見書(案)

我が国では地震・津波、台風や豪雨・豪雪などの自然災害が頻発しているもとで、内閣に首相をトップとする防災庁が発足する。

防災庁は「徹底した事前防災と発災時の対応から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔」と位置づけられ、政府は「人命・人権最優先の防災立国」を実現するとしている。自然災害から国民の命と暮らし、生業を守るため、政府をあげて人命と人権を最優先するのは当然であり、防災庁設置はその第一歩である。

防災庁の役割は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、災害予防、応急対策、復旧復興に関して内閣を助けることとしており、災害対策基本法は、基本理念として新たに「全ての被災者の良好な生活環境の享受」を明記した。

政府は、災害関連死を防ぐため、清潔な男女別のトイレと更衣室の設置、栄養のある温かい食事の提供、就寝環境の整備など避難所の生活環境向上にかかわる支援をすすめるとしており、避難所となっている学校体育館への空調機設置についても国の補助を拡充して早急に設置を促進するなど、防災庁のもとで確実に実現されなければならない。また、基本理念を実現するために付与された省庁への勧告権を適切に行使して被災者の人権を重視した生活再建・支援を中心にした被災地の復旧・復興に一貫して責任を負うことが求められる。

あわせて、被災者一人ひとりの実情に即した生活再建を支援するには、住宅の全壊などに最大300万円を支給する被災者生活再建支援制度の抜本的改善は急務であり、適用条件も大幅に緩和し、多くの被災者を支える制度に改める必要がある。

よって、政府は、防災庁設置にあたり、防災予算を大幅に増やすことで、被災者への良好な生活環境の確保により災害関連死を防ぎ、地震災害や水害などによる被災者の生活再建についてもより広く、より大きな支援をすることが大切であり、災害対応を強化することを求める。

知っ得情報

9月は市営住宅の入居募集期間です

問 市営住宅とは？

答 市営住宅は、住宅に困っている一定基準以下の所得の方に低廉な家賃で賃貸する住宅です。入居を希望する方は、入居者募集のしおりに掲載された住宅の中から、希望する住宅を1つだけ選んで募集期間内に申込み、抽選等により入居予定者を決定、資格審査を受けた後に入居することになります。

問 応募時期は？

答 年3回(5月・9月・12月)募集を行い、期間は各募集月の1日～21日です。

問 申し込みは？

答 申込書は募集期間中に配布します(ただし、募集期間中のみの配布)申込書に必要事項を記入のうえ、原則郵送(各月21日消印有効)にて受付となります。応募多数の場合は公開抽選で入居予定者を決定します。

問 申込書の配布場所は？

答 第一本庁舎2階総合案内、第二本庁舎2階総合案内、川口市営住宅入居サービスセンター(第一本庁舎2階)、第三庁舎1階ロビー・2階生活福祉課、市内各支所(新郷、神根、芝、安行、鳩ヶ谷)、各駅前行政センター(川口、東川口)、鳩ヶ谷庁舎1階受付

【お問合せ先】

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

所在地／〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

電話／048-829-2878

電話受付時間／8時30分～17時15分

生活保護を利用中または

利用歴のある方へ～審査請求やってみよう！

生活保護費の「追加給付決定通知書」を保管しましょう。

2013年8月からの史上最大の生活扶助基準の引き下げについて、最高裁判所が、2025年6月27日、違法と判断したことを受けて、国は、違法に減らされた保護費の一部追加支給をする方針が出され、川口市では8月末から追加給付と共に「追加給付決定通知書」が送付されています。追加給付費に不服があるとして「審査請求」を提出することができます。以下は、「いのちのとりで裁判全国アクション」発行チラシを参照にしています。

問 審査請求って？

答 福祉事務所の処分に対する不服申し立ての手続きです。保護費をいくらかにするかも「処分」にあたります。この審査請求をしておかないと、後で処分取消しを求める裁判ができません。

問 どこに出すのですか？

答 都道府県知事、または地元の福祉事務所に提出します。

問 いつまで出すの？

答 保護費の「追加決定通知書」を受け取った日の翌日から3か月以内です。

問 保護を廃止された人も争えるの？

答 厚労省は保護を廃止された人は審査請求できないとしています。しかし、同じ保護費の追加給付処分なのに争えない理由はありません。遠慮せずに審査請求しましょう。

問 追加給付を受け取っても争えるの？

答 被害の一部として受け取ったうえで、全部払えと争えます。

問 具体的にどうしたらいいの？

答 ①保護費の「追加給付決定通知書」をなくさないよう保管
②「審査請求書」に必要事項を記入
③コピーを3通とり、2通を提出、1通を保管

※審査請求書などは「いのちのとりで裁判」HPでダウンロードできます。

【お問合せ先】

埼玉県生活と健康を守る会連合会

電話／048-829-2878

FAX／048-749-1916